



発行所
岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館8階
毎月20日発行 購読料年間1,500円(1部125円)

事務局直通電話
 総務チーム 058-277-1100(代) 組織支援チーム 058-277-1101
 労働支援チーム 058-277-1103 広報チーム 058-277-1103
 情報チーム 058-277-1102 事務局FAX番号 058-273-3930
 東濃支所 0572-25-0865 飛騨支所 0577-34-4300
 東濃支所FAX番号 0572-23-7431 飛騨支所FAX番号 0577-36-4220



← 第60回中小企業団体全国大会



中央会・理事会 →

2008
12月号

主な記事

中央会の動き(全国大会・理事会ほか)	2~3	高度化事業活用事例紹介 NO.3	7
組合等の動き(全国伝統的工艺品まつりほか)	4~5	中部経産局・岐阜県からのお知らせ	8
11月の景況調査	6	事務局だより(研修会の案内ほか)	9

時の課題

中小企業は、我が国企業の9割、雇用全体の約7割を占めるなど、我が国経済の基盤を形成している存在であります。このような中小企業の事業承継を円滑化することは、事業の継続・発展を通じて、雇用確保、地域経済の活力維持に資するものとして非常に重要であります。

しかし、実質的に所有と経営が一致している中小企業においては、経営者の相続に伴って、民法上の遺留分による制約、事業承継時の資金調達の困難性、事業承継に際しての相続税負担など課題があり、その事業の円滑な承継が困難となっているという実態があり、事業承継の円滑化に向けた対策が必要となっており、こうした状況を受け、事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「法律」という。)が本年5月9日に成立し、10月1日より施行されました。

この法律の主な内容は、次のとおりです。相続税の課税についての措置として、事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式などに係る相続税の軽減措置に

中小企業者のための事業承継

ついて、現行の10%の減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大することとなりました。なお、この制度は平成21年度税制改正で創設され、法律の施行日(平成20年10月1日)以後の相続に遡って適用される予定です。

民法の特例として、生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度の創設 金融支援として、経営者が死亡し、相続に伴い分散した株式や事業用資産の買い取りなどに、多額の資金が必要となった場合、株式や事業用資産について多額の相続税納税資金が必要となった場合に、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者に対して、中小企業保険法の特例として、信用保険枠の拡大(通常の保険枠に加えて別枠として普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円が設けられた。)や株式会社日本政策金融公庫法の特例として、代表者個人に対する融資(通常の基準金利よりも低利の特別利率を適用)が行われることにより、事業承継に必要な資金に係る制度融資の強化が図られました。

別枠として普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円が設けられた。)や株式会社日本政策金融公庫法の特例として、代表者個人に対する融資(通常の基準金利よりも低利の特別利率を適用)が行われることにより、事業承継に必要な資金に係る制度融資の強化が図られました。

別枠として普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円が設けられた。)や株式会社日本政策金融公庫法の特例として、代表者個人に対する融資(通常の基準金利よりも低利の特別利率を適用)が行われることにより、事業承継に必要な資金に係る制度融資の強化が図られました。

本会では、研修会の開催等により、中小企業における事業承継の円滑な実施のための情報提供を行い、支援していきます。

キャッチフレーズ『連携、拠点、政策発信 躍動する中小企業!』

第60回中小企業団体全国大会・13項目を決議

全国中小企業団体中央会と宮城県中小企業団体中央会は、11月20日に仙台市の仙台サンプラザで「第60回中小企業団体全国大会」を開催し、全国の中小企業団体の代表ら約2,000人が参加した。本県からは、本会の辻正会長をはじめ、関工業団地(協)、県高圧ガス(協)、物流ネットワーク中部(協)、県可児工業団地(協)、川崎岐阜(協)及び青年部から33人が参加した。

開会にあたり、全国中央会の佐伯昭雄会長から主催者あいさつがあり、宮城県の村井嘉浩知事、仙台市の梅原克彦市長から歓迎の言葉が述べられた。また、関係機関の代表ら多数の来賓が臨席して、吉川貴盛経済産業副大臣をはじめ、それぞれから祝辞が述べられた。

次に決議案に関連して、全国レディース中央会の平賀ノブ会長から「中小企業連携組織対策の充実・強化と中小企業に配慮した労働対策の推進について」、石川県中央会の五嶋耕太郎会長から「事業承継税制の確実な実施等と地域活性化、中小商業・サービス業対策の充実・強化について」、宮城県中央会の今野敦之副会長から「資源高・原材料高、金融危機に対応する景気対策の実施と下請対策の推進について」それぞれ意見発表が行われた。上程された13項目の決議案は原案どおり可決決定し、決議事項の早急な実現を求める『大会宣言』が採択された。

決議事項は次のとおり。なお、各項目の具体的な要望事項は、本会が発行する「組合等活性化情報(No.114号)」に掲載しますので、ご覧下さい。

1. 世界的な金融危機・経済危機への対応、中小企業と組合の活性化

即効性ある景気対策の確実な実施

中小企業対策の拡充・強化

組合等連携組織対策・中央会支援体制の強化、組合制度のさらなる活用等

2. 公正な競争環境の整備

下請取引適正化のさらなる推進

不当廉売等への迅速かつ実効性のある対処

中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現

3. 持続的発展を図るための経営力の向上

中小企業のIT活用支援の強化・拡充

中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制の拡充

中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進

商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

中小流通業・サービス業振興対策の強化

持続的発展を可能とする環境・エネルギー・事業継続対策の拡充

また、優良組合33組合、組合功労者71名、中央会優秀専従者39名に対す表彰式も行われた。本県の被表彰者は次のとおり。

優良組合 = 協同組合岐阜県刃物会館(清水公男理事長) 組合功労者 = 大松利幸氏(県プラスチック(工組)・理事長) 中央会優秀専従者 = 曾我圭次氏(総務チーム・サブリーダー)

第60回全国大会は、平成21年11月19日(木)に千葉県千葉市の幕張メッセで開催されますので、ご参加いただきますようお願い致します。

労働契約法セミナーを3会場で開催

中央会は、新たに本年3月から施行された「労働契約法」に伴うセミナーを県下3会場で開催した。

11月12日の岐阜会場を皮切りに19日は東濃会場、26日には飛騨会場で開催した。講師は朝日大学法学部法律学科の初山錚吾教授が務め、「労働契約法の

概要と雇用ルールのポイント」をテーマに説明し、事業主が労働者を雇い入れる場合の労働契約に関して、新たに定められたルールなどを解説した。初山教授は「労働者に労働契約内容を理解してもらうことがトラブル防止につながる。できる限り書面で契約内容を確認するようにしてほしい。」とアドバイスした。

台湾人旅行者の受入について学ぶ

観光都市『高山』では、外国人観光客が急増する中で、台湾人旅行者が4割以上を占めている。また、市においても台北国際旅行博にブース出展するなど、台湾人旅行者誘致に力を入れており、観光産業界ではその対応が重要となっている。そこで、中央会では11月12日に高山市民文化会館で「地域サービス業問題研修会」を開催した。同研修会は、地元中小企業組合からの要請に応じて飛騨支所が開催したもので、飛騨高山旅館ホテル(協)、飛騨高山民宿(協)、高山

市商店街(振連)、飛騨高山宮川朝市(協)から約30人が参加した。

講師を務めた(社)日本観光協会の大島正敬氏は、「台湾人旅行者の変化と受入接遇のポイント」をテーマに講演し、「台湾人は親日的で日本好きな人が多く、義理や面子を重んじる所がある。また、日本を訪れる目的として観光が9割以上占めており、ビジネスによる訪日客が少ないのが特徴。」と話したほか、台湾人は合理的な考え方であるなどの気質や、あぐらが苦手などの習慣についても実例を交えながら説明した。

中央会・理事会及び役員交流会を開催

中央会は、11月19日の16時から岐阜市長良福光の都ホテルで、理事会及び役員交流会を開催し、役員ら約60人が出席した。

理事会に先立ち、今井航空機器工業株式会社の今井哲夫社長(県金属工業団地^協・理事長)が「航空機産業の夢」をテーマに講演した。

今井社長は、「好調だといわれる航空機業界だが、現実には厳しい状況である。今後20年間で2倍の飛行機需要が出てくると言われているが、金属加工もそこまで伸びるかはわからない。飛行機は300機から350機売れないと採算を取るの難しく、どう売り上げを伸ばすかが今後の課題となる。我々もバックショップからサプライヤーに転身するチャンスが来るとしており、私がリタイアするまでに実現できるよう頑張っていきたい。」と語った。

理事会

開会にあたり辻正会長は、「10月24日に『レディース中央会全国フォーラム in 岐阜』を岐阜グランドホテルで開催し、全国から女性経営者等約360人が参加した。陶芸家の加藤幸兵衛氏による講演のほか、3組合等から事例講演を行うなど大成功であった。一昨年から行っている組合訪問も71組合となり、私自身も大変勉強になっている。大企業と協力関係になっているところ、自分達で力を結集して頑張っているところ、相変わらず厳しい状態にあるところなど様々であるが、どこも業界発展のために頑張っておられる。中央会も“組合のニーズに応えるパートナー”として支援していくので、どんどん活用して欲しい。」とあいさつした。続いて、県産業労働観光部の川出次長よりあいさつが述べられた後、議案審議に入り、全議案とも異議なく可決決定した。

県官公需フォーラムを開催

中央会と岐阜県建設関連業団体部会(戸島一博部会長)は、中小企業の官公需確保を支援するため「県官公需フォーラム」を11月17日にグランヴェール岐山で開催し、部会員ら約50人が参加した。

第1部は、部会員と県担当者との懇談会を行った。戸島部会長のあいさつに続き、県土整備部の金森吉信土木技監は、「現在、橋や道路、トンネル等の社会資本の整備について県予算の7割が新規投資、3割が既存施設の維持管理となっているが、将来的には配分が逆転する方向にある。メンテナンスを行う対象物によって補修方法が異なってくるため、現場ごとの対応が迫られることとなるが、限られた予算の中で、地域の人々の意見を聞いて地域に応じた社会資本整備を実施していきたい。」とあいさつした。続いて、各部会員から出された11項目の要望事項に対する回答が県担当者からなされた。

第2部の県議会幹部議員との懇談会では、藤墳守

役員交流会

理事会に続いて、古田肇岐阜県知事をはじめ多数の来賓を迎えて役員交流会を開催した。古田知事は冒頭「先週、中国と香港を訪問して県産品のPRを行ってきたが、現地では飛騨牛や富有柿、高賀の森水などを食して、岐阜にはこんないいものがあるのかと大盛況であった。日本の食材は安心安全だということで、これが付加価値となっている。高くても安心で安全なものが売れる時代。岐阜県においても攻めの農業にしていきたいと考えている。また、香港からの観光客が高山や白川郷に来ており、現在、年間1万人を超えている。東海北陸自動車道の全面開通や揖斐川町と滋賀県木之本町が国道303号でつながるなど、観光交流時代を迎えているので、県でも積極的に応援していきたい。」とあいさつした。

その後、古田知事を囲んで本会役員との交流会を開催し、各業界の現状や今後の見通しなどについて意見交換が行われた。

なお、新規加入組合は次のとおり。()内は代表者名、所在地、組合員数

新規加入組合等

DUAL養鶏協同組合(中村昌之、岐阜市) 企業組合テックス共生(宮崎勉、中津川市) ISS協同組合(井上哲、瑞穂市) 岐阜食料品包装加工協同組合(木村義文、大垣市) 中央振興協同組合(坂井哲史、各務原市) さくらソーイング協同組合(酒向勝典、関市) 加茂GS協同組合(栗林敬、美濃加茂市) 神岡林業協同組合(松葉健治、飛騨市) 岐阜中部建設業協同組合(長屋正幸、岐阜市) ソーイングアシスト岐阜協同組合(野呂誠、関市) 森の合板協同組合(井上篤博、中津川市) 岐阜きのこ生産協同組合(井上九州男、郡上市)

副議長をはじめ、矢島成剛(総務)、大野泰正(厚生環境)、村下貴夫(農林)、森正弘(土木)、小川恒雄(教育警察)の各常任委員長、平岩正光(企画経済)副委員長、自民党岐阜県連の渡辺信行政調会長、部会顧問の猫田孝県議並びに中村慈県議に出席を賜り、各部会員から要望を行った。出席議員の方々からの発言に続いて、猫田部会顧問は「県の公共事業関係予算は平成8年と比べると3分の1以下に減少しており、財政難の中でどのように公共事業を進めていくかが課題となっている。東海環状自動車道西回りルートの建設は総額4,000億円の大規模事業となるが、多くの期待があるだけに、我々も尽力したい。また、入札参加資格のランク付けについてもランク金額の見直しを検討している。厳しい時代であるが、業界からの要望の実現に向けて努力していきたい。」と所見が述べられた。



県商連が40周年記念式典を開催

岐阜県商店街振興組合連合会(森賢二理事長)は、「創立40周年記念式典」を11月10日に岐阜市長良福光の長良川国際会議場で開催した。

同連合会は昭和44年3月に設立、現在は70組で組織している。全国では5番目の規模となっており、環境整備事業や近代化事業などに取り組んでいる。式典には、古田肇知事をはじめ、長尾尚人中部経済産業局長ら多数の来賓が出席し、森理事長は開会にあたり「商店街は一致団結し、魅力ある街づくり、店づくりを行う必要がある。県商連も商店街発展のため、頑張っていきたい。」とあいさつした。また、空き店舗を有効利用した高山商店街振興組合連合会

やアーケード大型映像装置などを整備した岐阜劇場通北商店街振興組合など、商店街の発展に貢献した功労者や優良組合などが表彰された。

続いて、記念事業としてものまねタレントの「コロッケコンサート」が昼と夜の2回行われ、合計3千人がエンターテイメントショーを楽しんだ。連合会では今後、地場産品を商店街に呼び込む「農商工連携事業」や、子供を対象に割引制度等を設ける「子育て支援事業」などに取り組むこととしている。



全銘展を岐阜で開催

全国銘木連合会主催の「第52回全国銘木展示大会・ぎふ大会」が11月11日から15日まで、岐阜市茶屋新田の岐阜県銘木協同組合(篠政廣理事長)で開催された。銘木需要の減少と販売価格の低迷など厳しい状況にある中で、同大会の果たす役割は大きく、業界も注目している。こうした中で、同組合は全国屈指の銘木市場を誇り、同大会の実行団体としても期待されているため、一昨年に続いて岐阜での開催と

なった。

今大会は、製品4千口、原木2千4百口と大量の逸品材が集荷された。14日は製品、15日には原木の即売会が行われ、全国から大勢の木材関係者が参加した。また、13日には大垣市の大垣フォーラムホテルで記念式典が行われ、農林水産大臣賞など入賞者85人に対する表彰が行われた。



岐阜提灯製作講座を実施

岐阜提灯協同組合(尾関守弘理事長)は、岐阜市と協力して市民向け講座「岐阜提灯を作る」を11月5日から7日まで、岐阜市歴史博物館で開催した。

今年は7人が受講。伝統工芸士の稲見講師及び鈴村講師が指導に当たり、初日は絵紙を摺り、2日目はヒゴを巻いて、紙を張る作業が行われた。また、

最終日には木型を外して仕上げの作業を行い、受講生らは完成した作品を満足そうに眺めていた。

同組合のホームページ(<http://www.gifu-chochin.or.jp/>)では岐阜提灯の歴史や技法が紹介されていますので、是非ご覧下さい。



下呂温泉で謝肉祭

下呂温泉旅館協同組合(滝多賀男理事長)は、「下呂温泉謝肉祭」を11月9日に下呂市の飛騨川河川敷にある「しらさぎ緑地」で開催した。

3回目となった今年は、約6千人の人出でにぎわい、秋のイベントとしてすっかり定着した。会場では、「飛騨牛の豪快焼き」、下呂市特産の「龍の瞳

(お米)」のご飯と芋煮汁の3点セットが人気を集め、用意した2千食と追加した150食は瞬間に完売し、来場者の舌を魅了していた。また、50人が同時に入れる特大足湯コーナーや移動動物園コーナーのほか、下呂温泉宿泊券などが当たる抽選会も行われ、滝理事長は「下呂温泉の秋の目玉イベントとして今後も続けていきたい。」と話していた。

関市で刃物供養祭が行われる

岐阜県関刃物産業連合会(北村正敏会長)が主催する「第24回刃物供養祭」が11月8日に関氏の関鍛冶伝承館で行われ、業界関係者など約150人が出席した。

同連合会では全国の金物店やスーパーなどに刃物

回収箱を設置しており、そこで集まった刃物を今回供養した。刃物塚の前には使われなくなった包丁やハサミなど約3万5千本が積み上げられ、厳粛な雰囲気の中で供養された。回収された刃物は、災害時の支援物資として備蓄されるほか、鋼材として再利用される。

岐阜市中央卸売市場で供養祭

岐阜市茜部新所にある市中央卸売市場水産部が中心となり、11月13日に「魚供養祭」が同市場で営まれ、岐阜水産物商業協同組合(青木實理事長)組合員のほか、卸売業者や市場関係者ら約50人が出席し、日ごろ取り扱っている魚貝類へ感謝を表した。

この供養祭は30年以上前から毎年行われている行

事で、関係者らが祭壇に向かって玉ぐしを奉納したほか、年々魚介類の売上が減少していることもあり、市場発展と商売繁盛も祈願した。また、場所を移動して長良川にウナギやコイなど約30キロを放流した。組合では、「東海北陸自動車道の全面開通で、新鮮な日本海の魚が入ってくるようになったので、消費者に積極的にPRしていきたい。」と話していた。

全国伝統工芸品まつりで匠の技を披露

全国各地の伝統工芸品を一堂に紹介する「全国伝統工芸品まつり・ぎふ」が、11月13日から16日までの4日間、岐阜市長良福光の岐阜メモリアルセンターで開催された。

10年ぶりに岐阜での開催となり、県内5つの伝統工芸品をはじめとする日本各地の伝統工芸品と、県指定の郷土工芸品が展示・販売されたほか、現役の

職人さんから指導を受けて工芸品を製作する体験コーナーも設けられ、大勢の人でにぎわった。組合からは、岐阜提灯(協)、美濃焼伝統工芸品(協)、美濃手すき和紙(協)、中津川木製品工業(協)、岐阜県花崗岩販売(協)、飛騨のさるぼぼ製造(協)などが展示や実演コーナーで匠の技を披露し、工芸品の魅力を伝えていた。



3組合が社会奉仕活動を実施

高山市公設市場買受人協同組合(林利夫理事長)は、高山市と下呂市の社会福祉施設を11月12日に訪問し、新鮮な刺身や国産肉のハンバーグ、みかんなどを振舞った。今年で9回目を迎えた食材の寄贈は、今年も6施設に約420食分を贈り、入所者たちは満足そうに食事を楽しんでいた。林理事長は「安心して安全なものばかり。たくさん食べて元気にすごしてほしい。」とあいさつした。

岐阜県製麺協同組合(堀部伸雄理事長)は、11月11日の「めんの日」に合わせ



て、5年前から県社会福祉協議会を通じて麺の寄贈を行っており、今年も県内の老人福祉施設等へ各支部からプレゼントされた。17日には、岐阜・中濃支部合同の贈呈式が行われ、堀部理事長から県社会福祉協議会へうどん玉2,065食分の目録が手渡された。堀部理事長は「各施設からお礼の手紙が届くなど、喜んでもらえて本当に嬉しい。」と話していた。

斐太建具協同組合(岡本史朗理事長)は、11月23日に市内の保育園で施設修繕などの奉仕活動を行った。今年で31回目となり、長きにわたり活動を行っている。組合員が数名のグループに分かれて、各園に出向いて園児が飛び出さないように入出口に柵を設けたり、ワンタッチでロックができる鍵を取り付けるなどの活動を行った。

中学校で喫煙防止キャンペーン

高山たばこ販売協同組合(長尾肇理事長)は、11月6日に高山市内の中学校で「喫煙防止キャンペーン」を行った。

内閣府が提唱する「全国青少年健全育成強調月間」

に合わせて実施し、組合員は校門を通る生徒らに「たばこは20歳になってから」と呼びかけながら、喫煙防止を啓発するメッセージが印刷されたティッシュを配布した。また、JR高山駅や市中心部の商店街を巡回し、店主や買い物客らにキャンペーンへの協力を呼びかけた。

関工業団地が清掃活動

関工業団地協同組合(宮田時男理事長)は、11月12日に団地近くを流れる迫間川の清掃活動を実施した。

昨年、同組合は関市と「関市アダプトプログラム合意書」の締結を第一号として行い、企業や地域団体が市に代わって道路や河川の一定区域を維持管理している。同プログラムによると年度内に道路を2回、河川を1回程度清掃することとなっており、清掃活動には会員企業から従業員ら30人が参加し、約2キロの区間を1時間かけて清掃した。中には軽自

動車のタイヤもあり、不燃ゴミが多く回収された。宮田理事長は、「これからも清掃活動を行うことで地域に対して貢献していきたい。」と感想を語った。

東濃ヒノキ白川市場協同組合

代表理事 板頭 学

〒509-1113 加茂郡白川町三川1399番地の3

☎ 0574 72-2345

FAX 0574 72-2520

高山米穀協業組合

会長理事 桑谷 信男

理事長 加藤 明彦

〒506-0008 高山市初田町2丁目32番地

☎ 0577 32-3100

FAX 0577 34-8404

<http://www2.ocn.ne.jp/~tbeikoku/>

万一の事故から
あなたの財産を守る
火災共済!!

普通火災共済・総合火災共済の
岐阜県火災共済協同組合

岐阜市六条南2丁目11-1
TEL(058)272-3555(代)

景況感DI値 更に悪化

～ マイナス84～

11月景況調査

中央会が主要業種85組合(うち83組合による集計)を対象にまとめた『11月の特色』は次のとおり。

【11月の特色】組合から見た県内中小企業の特色は 景況感DI値 更に悪化～マイナス84～ となっている。

11月の景気動向を前年同月比景況感DI値で見ると、マイナス84となり、前月のマイナス82に対し、2ポイントの悪化となっている。

景況感DI値は、前月の数値を更新し、前年度同月比による調査を始めた平成12年4月以来最も低い数値となった。引き続き今後の推移に警戒が必要である。

業種別にみると、前月と同様に製造業では、販売価格DI値の改善傾向が弱まり、その他の主要項目は依然悪化傾向が強い。非製造業では、主要項目全てのDI値が悪化傾向となっている。

他の主要な調査項目については、売上高DI値マイナス66で、前月比6ポイント、販売価格DI値マイナス17で、前月比6ポイント、収益状況DI値マイナス78で、前月比4ポイントと全て悪化の動きとなった。

コメントでは、業況の低迷要因として、燃料費は値下りしたが、各種原材料価格は高止まり状況にあること、景気悪化による仕事量の減少、特に年明け以降の動向を懸念する意見が増えており、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。

県内中小企業主要業種の景気動向

(11月末調査)

表の見方

好転 +30 < DI < +10	やや好転 DI < +30	変わらず -10 < DI < +10	やや悪化 -30 < DI < -10	悪化 DI < -30	増加、上昇、好転、拡大
					： 減少、下降、悪化、縮小

	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
製造業DI値						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品						
	豆腐						
	食肉(国産)						
	菓子菓						
繊維・同製品	天然水						
	繊維製品						
木材・木製品	製材						
	家具(飛騨地区)						
紙加工品	家庭紙						
	特殊紙						
印刷	印刷						
化学	プラスチック						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
窯業・土石	陶磁器(工業)						
	陶磁器(輸出)						
	タイル						
	窯業原料						
	生コンクリート						
	砂利生産						
鉄鋼・金属	铸件						
	刃物等金属製品(輸出)						
	刃物等金属製品(内需)						
一般機械	メッキ						
	金型						
電気機器輸送用機器	電気機械器具						
	輸送用機器						
物各産品	各種物産品(観光)						
	各種物産品(ギフト)						

	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
非製造業DI値						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸売業	医薬品卸						
	電設資材卸						
	陶磁器産地卸						
小売業	機械・工具販売						
	青果販売						
	水産物商業						
	家電機器販売						
	メガネ販売						
	中古自動車販売						
	石油製品販売						
	共同店舗(東濃)						
	共同店舗(飛騨)						
	生花販売						
商店街	岐阜市商店街						
	大垣市商店街						
	多治見市商店街						
	恵那市商店街						
	高山市商店街						
サービス業	自動車車体整備						
	自動車タイヤ整備						
	長良川畔旅館						
	下呂温泉旅館						
	高山旅館						
	クリーニング						
	広告美術						
	情報サービス業						
	映像制作業						
	飲食業						
建設業	ビルメンテナンス						
	理容・美容業						
	土木(岐阜地区)						
	土木(飛騨地区)						
	土木・建築(羽島地区)						
設業	建築設計						
	鉄構造物						
	電気工事						
	管設備工事						
	建築板金						
	木製建具						
運輸業	産直住宅(東白川地区)						
	貨物運送(県域)						
	軽運送						

高度化事業活用事例紹介(3/6)

中小企業基盤整備機構の高度化融資制度の活用事例第3弾として、高度化事業は、事業の実施主体によって、中小企業者が実施する事業と第三セクターが実施する事業の2つに分類されますが、今回は中小企業者が使える事業として、集団化・共同施設・施設集約化・企業合同・リニューアル事業の事業内容をご案内します。この様に事業環境の改善に対応するための豊富なメニューを用意していますので、是非、高度化事業のご利用を検討してみてください。

1. 集団化事業

工場の拡張、交通アクセスの改善等の立地的制約を解消するために、郊外の工場適地に移転し、工場団地を形成する事業。5社以上が集まれば、団地が造れ、他業種の方も参加できます。

2. 共同施設事業

最新の設備を共同利用したい、組合で共同配送センターを建設し、物流の効率化を図りたい。共同公害防止施設を整備したい等の場合に手軽に活用できる事業。組合員数は4名以上。組合員数の3分の1以内で大企業も参加可能です。

3. 施設集約化事業(事業統合型)

企業規模の適正化を図り、経営基盤の強化、経営の効率化、高付加価値化に対応するため、複数の企業が経営統合し1企業体になるために、新たな事業施設を整備するもの。協業組合又は合併・共同出資会社等の会社が実施主体。4名以上の参加が必要となります。

4. 施設集約化事業(共同化型)

ひとつの建物に参加企業が入居し、共同化を図ることにより、共同工場の場合は生産性向上などを、ショッピングセンターの場合は集客力の向上などを図る事業。事業協同組合又は共同出資会社が実施主体。4名以上の参加が必要となります。

5. 企業合同事業

複数の企業が合併又は出資会社を設立して、事業の集約化等を図るために、新たな事業施設を整備するもの。2社以上で利用できる。中小企業新事業活動促進法等の法律の認定を受ける必要があります。

6. リニューアル事業とは

< 1社でもリニューアル事業の活用がOK >

過去に高度資金の貸付けを受けた組合等が、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応等のために施設の新設、増改築等(リニューアル)を行なう場合に利用できます。

■集団化事業(リニューアル)

集団化事業を実施した組合がリニューアルの際に集団化事業の施設再整備貸付として利用可能になるケースは、次のとおりです。

新規組合員の加入に伴う工場、店舗、事業場等施設の整備

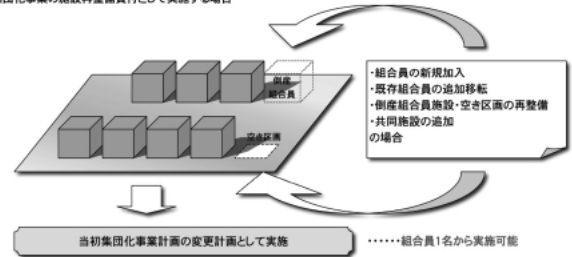
当初集団化計画作成時に工場、店舗、事業場等施設の一部を移転した既存組合員が企業活動の効率化を図るため、移転しなかった工場、店舗、事業場等施設を移転するもの

倒産等脱退組合員の跡地等の空き区画の再整備

上記、に該当し、団地の機能的一体性が確保されるものであると認められる場合には、隣接地以外の土地における施設整備も貸付け対象となります。

上記、に該当する場合、1名でも高度化融資が利用できます。

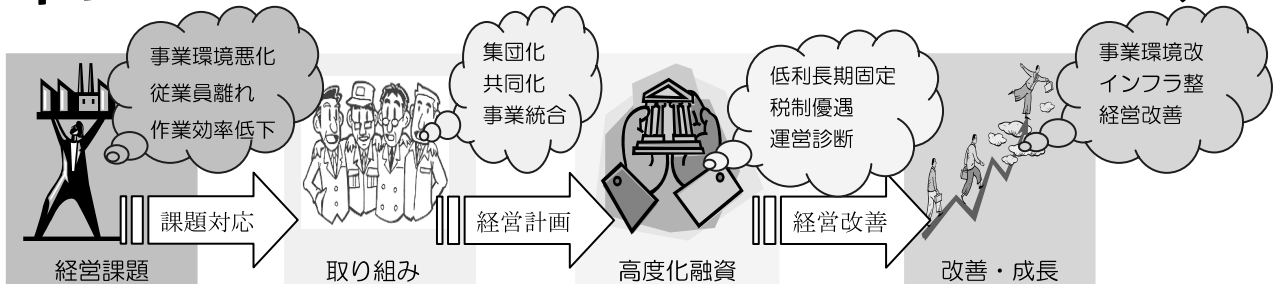
●集団化事業の施設再整備貸付として実施する場合



【お問い合わせ先】

(独)中小企業基盤整備機構 地域経済振興部
 地域振興企画課 電話 03-5470-1528(直通)
 〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/>

高度化の活用で事業の改善が図れます



中小企業の皆さんへ

中小・小規模企業を全力をあげて応援します！

中小企業庁

緊急保証の対象業種を600超に拡大しました。

・対象業種の方は、一般保証 8 千万円に加えて、別枠で 8 千万円 (担保がある方は、一般保証 2 億円に加えて、別枠で 2 億円) までの保証を利用できます。

対象業種については、ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp>) でご確認ください。

セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。

・全業種の方が、4 億 8 千万円 (中小企業の方)、4.8 千万円 (小規模企業の方) まで利用できます。

【お問い合わせ先】

中部経済産業局 産業部中小企業課 TEL 052-951-2748 (直)

中小企業者に対する緊急経済対策として県制度融資を拡充します

経済状況がより一層深刻さを増す中、厳しい経営環境におかれた中小企業者の資金繰りの改善を図るため、緊急経済対策として「岐阜県中小企業資金融資制度 (県制度融資)」を拡充します。

「経済変動対策資金」の融資利率の引下げ (現行) 年 1.4% (改定後) 年 1.3%

制度融資全資金を対象に、信用保証料率区分 (注 1) の高い中小企業者の料率を 0.1% 引下げ

(注 1) 信用保証料率区分：中小企業者の経営状況等に応じて 9 段階に区分されており、今回の引下げの対象は、1 ~ 4 区分に該当する事業者とします。

セーフティネット保証 5 号認定 (注 2) を受けた中小企業者のうち、特定の資金 (返済ゆったり資金、中小企業再生支援資金、ぎふ無担保スピード資金) の信用保証料率の引下げ

(現行) 0.9% (改定後) 0.7%

(注 2) セーフティネット保証 5 号認定は、業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための国の保証制度であり、平成 20 年 12 月 10 日現在 698 業種が指定されています。

返済ゆったり資金 (借換資金) の融資条件の緩和

運転資金 (現行) 7 年以内 (新設) 7 年超 10 年以内

地球環境の保全・改善を図るための施設設備の整備に対する支援として、経営合理化資金に「新エネルギー等支援枠」を創設

～ は、平成 20 年 12 月 18 日から平成 21 年 2 月末日までに保証受付されたもので、平成 21 年 3 月末日までに融資実行されたものについて実施。

、については、平成 20 年 12 月 1 日から期間を特定せず実施。

詳しくは、岐阜県産業労働観光部中小企業課ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11363/youushi/index.htm>

～ 融資のお申込み・ご相談は～

県制度融資取扱金融機関の県内店舗で受け付けています。手続き方法は金融機関所定です。

なお、お申込みに際しては、金融機関及び県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

岐阜県産業労働観光部

中小企業課 資金融資担当 TEL 058-272-1111 内線 3065・3066

事務局だより

青年中央会・新春セミナー

中央会と青年中央会では、鹿屋体育大学の児玉光雄教授より「厳しい時こそ自分を磨く！～イチロー思考で勝ち残る！～」をテーマに新春セミナーを開催します。

児玉教授は、イチローやタイガー・ウッズなどのスーパーアスリートをはじめ、ビジネス界の成功者などを様々な角度から分析、研究を行っており、著

書「イチロー思考」がベストセラーとなるなど、ビジネス能力の開発推進に力を注いでおられます。成功者の考え方や心構え、行動パターンなどから、組織リーダーとしての資質を学びます。

お問い合わせは、組織支援チーム。

【日時】平成21年1月23日(金) 18:00～19:30

【場所】ホテルパーク

改正組合法セミナーのご案内

昨年4月に「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」が施行され、理事の任期が2年、監事の任期が4年以内と規定されたほか、事業報告書や決算関係書類の作成について施行規則で細かい定めがなされました。中央会では、研修会や情報誌等を通じて、変更部分の周知を行ってききましたが、今年度は「改正組合法への実務的対応について」と題し、

『改正組合法に即した定款や決算関係書類とはどういうものなの?』といった組合の皆様が疑問に思っていることを解決するためのセミナーを開催します。

お問い合わせは、組織支援チームまで。

【日時】平成21年1月29日(木) 13:30～16:00

【場所】未来会館 5階 大会議室

【内容】 第1部「改正組合法に対応した組合定款」
第2部「改正組合法に対応した事業報告書、決算関係書類の作成」

岐阜県からのお知らせ

個人住民税の特別徴収の徹底について

県及び県内市町村では、個人住民税の特別徴収の徹底に共同で取り組んでいます。

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収(天引き)し、納入する制度です。地方

税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することとなっています。個人住民税は皆様の暮らしに直接かわる、県と市町村の重要な財源ですので、特別徴収を行っていない会社などは、特別徴収への切り替えをお願いします。

詳しくは、県内各市町村の住民税担当課までお問い合わせ下さい。

岐阜労働局からのお知らせ

就職・採用活動に係る取扱い等について

厚生労働省では、平成21年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動について、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、その活動が円滑に行われるよう次の事項についてご配慮をお願いします。詳しくは、岐阜労働局職業安定課(058-263-5519)ま

でお問い合わせ下さい。

大学等卒業予定者の安定的な採用の確保 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行う 学生の自由な就職活動を妨げない 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように的確な採用計画に基づいて採用内定を行う 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるように応募機会の確保に努める

最低賃金改正のお知らせ

岐阜県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は10月19日より696円に改正されていますが、平成20年12月17日より県内の産業別最低賃金について、「電気」767円、「自動車」807円、「航空機」857円に改正されましたのでお知らせします。

詳しくは、岐阜労働局賃金室(058-245-8104)又

は、最寄りの労働基準監督署までお尋ね下さい。



1月中

23日 新春セミナー(18時00分～/ホテルパーク)

29日 改正組合法セミナー(13時30分～/未来会館)

11月21日～30日

26日 岐阜県職業能力開発推進大会(未来会館)

12月1日～20日

1日 平成21年度予算の拡充・強化に関する要望(県庁)

4日 高年齢者雇用推進大会(グランヴェール岐山)

岐阜中金会・商工中金民営化記念式典(ホ



テルパーク)

8日 技能実習生等受入適正化推進会議(グランヴェール岐山)

11日 情報連絡員会議(グランヴェール岐山)

12日 事業承継セミナー(可児工業団地)

15日 地域融資動向に関する情報交換会(県庁)

18日 公正取引委員会の活動に関する関係団体との連絡会議(名古屋合同庁舎)